

事業者の皆様へ

十勝管内の事業者すべてを 「特別徴収義務者」に指定します

特別徴収義務対象者の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に代わり、毎月の給与から個人住民税（市民税・道民税）を徴収し、市町村に納入することが法律で定められています。今後、該当する事業者の皆様には順次、「指定予告通知書」を送付し、「特別徴収義務者」の指定を行う予定です。
ご理解の上、お手続きをお願いいたします。

従業員のメリット

(1) 納付書での納付が年4回であるのと比べ毎月（12回）に分けて徴収されるため1回の納付額が少なくてすみます。

例) 年税額が12万円の場合

- ・ 納付書なら 1回3万円
- ・ 特別徴収なら 1回1万円

(2) 納付のために金融機関などへ出向く必要がありません。

(3) 納め忘れがなくなり、滞納や延滞金の心配がありません。

事業者の仕事

(1) 従業員の個人住民税を毎月の給与から徴収（天引き）します。

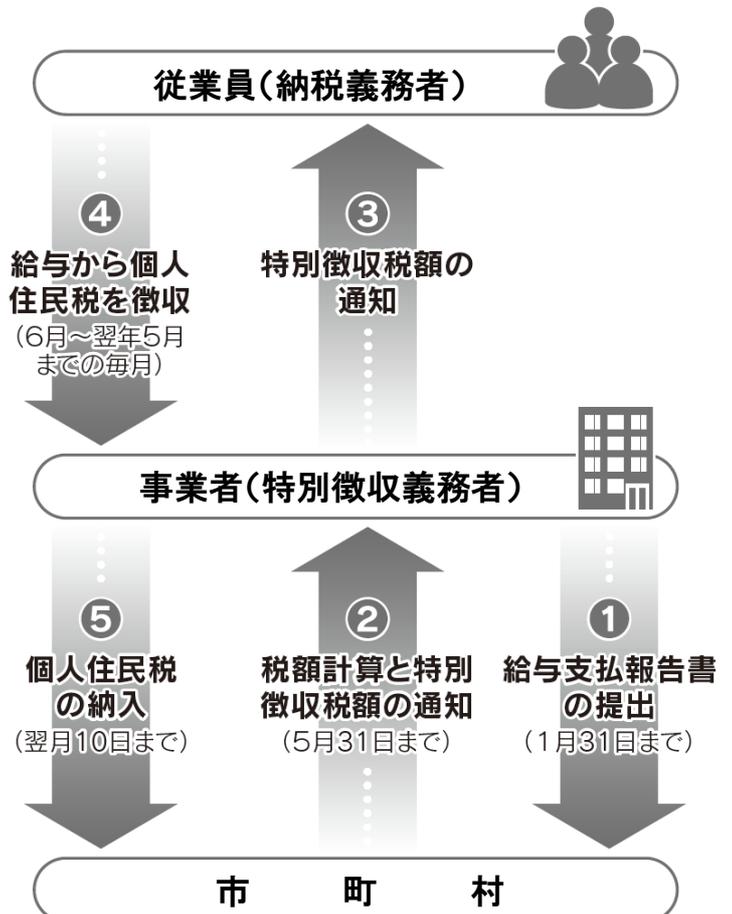
税額は、市町村で計算し通知します。
所得税と異なり、計算の手間はありません。

(2) 徴収した個人住民税を市町村ごとに納めます。

(3) 従業員に退職等があった場合は、「給与所得者異動届出書」を提出します。

- ・ 十勝総合振興局
 - ・ 帯広市
 - ・ 管内町村
- で取り組みます！

特別徴収の仕組み



～個人住民税の特別徴収に関するQ&A～

Q1

今まで特別徴収していなかったのに、なぜ、今更特別徴収しなければいけないのですか。

A1

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、原則として、所得税を源泉徴収している事業者は、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。したがって、これまでも特別徴収していただく必要があったものです。

地方税法の趣旨に沿った適切な課税と徴収を行なうためですので、ご理解願います。

Q2

すべての従業員（アルバイト・パートを含む）を「特別徴収」しなければならないのですか。

A2

従業員が、前年中に給与支払いを受けており、かつ当年度の当初（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法によって徴収することとなっています。したがって、アルバイト・パート等の従業員の方であってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収をすることとなります。

Q3

従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A3

法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q4

従業員が退職や休職をしたときはどうすればよいですか。

A4

従業員の方に異動（退職、休職等）があったときは、給与所得者異動届出書を各市町村に提出することとなります。

Q5

4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から普通徴収を特別徴収に切り替えることはできますか。

A5

対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、年度の途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

Q6

新たに特別徴収を行うためには、どのような手続きをすれば良いのですか。

A6

市町村へ「給与支払報告書」を提出する期限である1月31日までに、各市町村の税務担当課へご連絡ください。市町村ではこの連絡を受け、5月31日までに特別徴収税額通知書等をお送りしますので、6月から翌年5月までの給与支払時に特別徴収（天引き）して納めていただくこととなります。

◆お問い合わせ先

帯広市市民税課市民税係 0155-65-4120(直通)